

(行政報告)

白岡市第6期障害者基本計画及び白岡市第7期障害福祉計画の
策定について

健康福祉部

市では、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、障がいのある方々が住み慣れた地域で自立して安心して生活し、様々な活動にいきいきと参加できる地域社会の実現を目指すための基本的な障がい者施策を定める「白岡市第6期障害者基本計画」並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条及び児童福祉法第33条の20の規定に基づき、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保について定める「白岡市第7期障害福祉計画（障害児福祉計画を含む。）」を策定いたしました。

計画の策定に当たりましては、関係団体等へのヒアリング調査結果を参考として、白岡市障害者基本計画等策定懇話会において協議を重ねるとともに、令和5年12月25日から令和6年1月25日まで実施したパブリックコメントでいただいた御意見を踏まえ、決定したものでございます。

今後も、「白岡市第6期障害者基本計画」に掲げる「ともに生き ともに支え合うまちに」を基本理念に据え、障がいのある方が住み慣れた地域で自立するとともに安心して生活し、様々な活動にいきいきと参加できる地域社会の実現に向けて、更なる障害福祉サービス等の向上に努めてまいります。

なお、「白岡市第6期障害者基本計画及び白岡市第7期障害福祉計画（障害児福祉計画を含む。）」につきましては、調製後、配布させていただきます。